



鳥取県公報

令和7年3月31日（月）
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（1）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（2）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（3）（〃）・・ 6
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（4）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 13
	職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（5）（〃）・・・・・・・・ 16
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（6）（職員支援課）・・・・・・・・ 31

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、<u>未来創造課、県民運動課、職員人材開発センター、美術館、消費生活センター、原子力環境センター、衛生環境研究所、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</u></p> <p>(2)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(文書の作成)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 職員は、法令等の規定により紙文書によることとされている場合、電子文書によっては事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情により電子文書によることができない場合を除き、文書は電磁的記録により作成し、又は取得するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(起案)</p> <p>第13条 起案文書は、電子決裁等システムを利用して、作成しなければならない。この場合において、事務の処理に必要な紙文書は、<u>政策法務課長が別に定める方法により電磁的記録として複製し、当該電</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、美術館、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、衛生環境研究所、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</u></p> <p>(2)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(文書の作成)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(起案)</p> <p>第13条 起案文書は、電子決裁等システムを利用して、作成しなければならない。この場合において、事務の処理に必要な紙文書を<u>電子文書としないとき</u>は、当該紙文書（以下「関連文書」という。）を起案</p>

磁的記録を起案文書に添付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該紙文書（以下「関連文書」という。）を起案文書と一体のものと扱うことにより事務を処理することができる。

- (1) 法令等の規定により紙文書により保存することが義務付けられている場合
- (2) 条例第2条第3号に規定する歴史公文書等に該当し、その資料又は記録としての価値を維持する上で紙文書による保存が必要である場合
- (3) 紙文書の電磁的記録の複製又はその作業により、業務が複雑化又は非効率化する場合
- (4) その他業務の内容及び文書の性質等を考慮し、電子文書に変換をすることが適当でないと思われる場合

2 略

(施行情報の確認)

第24条 起案した職員は、第22条の規定により作成した施行文書（公印規程第11条第1項の公印刷込み又は公印規程第12条第1項の電子公印の使用（以下「公印刷込み等」という。）が必要なものにあつては、それらの措置を終えたもの）を次の各号に掲げる施行文書の区分に応じ当該各号に定める者に提示しなければならない。

- (1) 略
- (2) 公印規程別表に規定する公印（政策法務課長が管守する公印を除く。）を押印する施行文書（公印刷込み等をしたもの並びに納入通知書、返納通知書及び督促状を除く。） 当該公印の管守者又は管守補助員（公印規程第3条第3項の規定により管守補助員として指名された者をいう。）

(3)・(4) 略

2～4 略

別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）

- 1 略
- 2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
6 予算、決算、その他財務に関する文書	<u>1 予算要求に関する文書</u>	略
	<u>2 略</u>	
	<u>3 略</u>	
	<u>4 略</u>	

文書と一体のものと扱うことにより事務を処理することができる。

2 略

(施行情報の確認)

第24条 起案した職員は、第22条の規定により作成した施行文書（公印規程第11条第1項の公印刷込み又は公印規程第12条第1項の電子公印の使用（以下「公印刷込み等」という。）が必要なものにあつては、それらの措置を終えたもの）を次の各号に掲げる施行文書の区分に応じ当該各号に定める者に提示しなければならない。

- (1) 略
- (2) 公印規程別表10の項に規定する局長印又は同表11の項第3号若しくは第4号に規定する課長印を押印する施行文書（公印刷込み等をしたものを除く。） 当該局長印又は課長印を管守する所属の職員

(3)・(4) 略

2～4 略

別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）

- 1 略
- 2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
6 予算、決算、その他財務に関する文書	<u>1 略</u>	略
	<u>2 略</u>	
	<u>3 略</u>	

		<u>5</u> 略				<u>4</u> 略	
		1 <u>予算要求のため</u> <u>の資料となる</u> 文書（当該事務 の所管課が作成 するものに限 る。）	略			1 <u>予算要求に関</u> <u>する文書</u> （当該 事務の所管課が 作成するものに 限る。）	略
		2～6 略				2～6 略	
略				略			
27	正本、原本 の写しその他 代替物が別に 保存されてい る文書（ <u>第13</u> <u>条第1項の規</u> <u>定により電磁</u> <u>的記録を起案</u> <u>文書に添付し</u> <u>た紙文書を含</u> <u>む。</u> ）	略		27	正本、原本 の写しその他 代替物が別に 保存されてい る文書	略	
略				略			

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第2号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考
略					略				
4 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	略	4 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	略
	作業服（ズボン）	3	24			作業服（ズボン）	3	24	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	白衣	1	36			白衣	1	36	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36			ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36	
	雨合羽	1	24			雨合羽	1	24	
	長靴	2	12			長靴	2	12	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	防寒服	<u>1</u>	<u>36</u>						
略					略				
8 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち自然共生課に勤務する職員	略				8 現業技術員の職務に従事する職員のうち自然共生課に勤務する職員	略			
略					略				

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	
略					略					
衛生環境研究所	1 総務担当の職員のうち施設設備の保守に從事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>作業服（夏ズボン）</u>	2 2 2 <u>2</u>	60 60 60 <u>60</u>	衛生環境研究所	1 総務担当の職員のうち施設設備の保守に從事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 長靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボン	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 60 60	
	2 総務担当の職員のうち調査及び研究の補助業務に從事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>作業服（夏ズボン）</u>	2 2 2 <u>2</u>	60 60 60 <u>60</u>		2 総務担当の職員のうち調査及び研究の職務に從事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 長靴	2 2 2 1	60 60 60 36	

		雨合羽	1	36					
		防寒服	1	60					
		防寒ズボン	1	60					
3	衛生室及び環境室の職員のうち常時現地で調査及び研究の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		作業服(ズボン)	2	60					
		作業服(夏ズボン)	2	60					
		長靴	1	36					
		雨合羽	1	36					
		防寒服	1	60					
		防寒ズボン	1	60					
4	衛生室及び環境室の職員(常時現地で調査及び研究の業務に従事する職員を除く。)	白衣	2	12					
		作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		作業服(ズボン)	2	60					
		作業服(夏ズボン)	2	60					
		長靴	1	36					
略					略				
生産振興課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36					
		作業服(夏上衣)	1	36					
		作業服(ズボン)	1	36					
		防寒服	1	36					
3	水環境室、化学衛生室、保健衛生室及び大気・地球環境室の職員	白衣	2	12					
		作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		作業服(ズボン)	2	60					
		長靴	1	36					
		雨合羽	1	36					
		防寒服	1	60					
		防寒ズボン	1	60					
生産振興課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36					
		作業服(夏上衣)	1	36					
		作業服(ズボン)	1	36					
		防寒服	1	36					

		ン)							
		雨合羽	1	36					
		長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
略					略				
西部 総合 事務所	1	県民 福祉局 の職員 のうち 産業廃 棄物処 理施設 の監視 及び指 導の業 務に従 事する 職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ 長靴 雨合羽 防寒服	2 2 2 2 2 2 1 1 1	48 48 48 48 48 48 36 36 36				
	2	環境 建築局 環境・ 循環推 進課の 職員 (自然 公園に 関する 業務に 従事す る職員 を除く。)並び びに水 道施 設、一 般廃棄 物処理 施設及 び産業 廃棄物	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) 長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36				
西部 総合 事務所	1	環境 建築局 環境・ 循環推 進課の 職員 (自然 公園に 関する 業務に 従事す る職員 を除く。)並び びに水 道施 設、一 般廃棄 物処理 施設及 び産業 廃棄物	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) 長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36				

	略				
皆成 学園	1 栄養 士又は 管理栄 養士の 職務に 従事す る職員	略			
	略				
総合 療育 セン ター	1 栄養 士又は 管理栄 養士の 職務に 従事す る職員	略			
	略				
略					
園芸 試験 場	常時現 地で業 務に従 事する 職員	白衣	2	36	
		作業服 (上衣)	2	48	
		作業服 (夏上 衣)	2	48	
		作業服 (ズボ ン)	3	24	
		作業靴	1	12	
		長靴	1	12	
		雨合羽	1	24	
		農業用日 よけ帽	1	24	
		盛夏シャ ツ	3	36	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボ ン	1	36	
		防寒靴	1	36	
		防寒帽	1	36	

	略				
皆成 学園	1 栄養 士の職 務に従 事する 職員	略			
	略				
総合 療育 セン ター	1 栄養 士の職 務に従 事する 職員	略			
	略				
略					
園芸 試験 場	常時現 地で業 務に従 事する 職員	白衣	2	36	
		作業服 (上衣)	2	48	
		作業服 (夏上 衣)	2	48	
		作業服 (ズボ ン)	3	24	
		作業靴	1	12	
		長靴	1	12	
		雨合羽	1	24	
		農業用日 よけ帽	1	24	
		盛夏シャ ツ	3	36	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボ ン	1	36	
		防寒靴	1	36	
		防寒帽	1	36	
鳥獣 対策 セン ター	常時現 地で業 務に従 事する 職員	作業服 (上衣)	1	36	
		作業服 (夏上 衣)	1	36	
		作業服	1	36	

略					
畜産 試験 場	常時現 地で業務 に従事す る職員	白衣	2	36	
		作業服 (上衣)	2	48	
		作業服 (夏上 衣)	2	48	
		作業服 (ズボ ン)	2	36	
		長靴	1	12	
		雨合羽	1	36	
		防寒服	1	36	
略					
水産 試験 場	1 浮魚 資源室 及び底 魚資源 室の業 務に従 事する 職員	略			
		略			
栽培 漁業 セン ター	1 生産 技術室 及び増 殖・漁 場環境 室の業 務に従 事する 職員	略			
		略			
		略			
略					

		(ズボ ン)			
		長靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		雨合羽	1	36	
略					
畜産 試験 場	常時現 地で業務 に従事す る職員	白衣	2	36	
		作業服 (上衣)	2	48	
		作業服 (夏上 衣)	2	48	
		作業服 (ズボ ン)	2	36	
		長靴	1	12	
		雨合羽	1	36	
略					
水産 試験 場	1 漁場 開発室 及び海 洋資源 室の業 務に従 事する 職員	略			
		略			
栽培 漁業 セン ター	1 養 殖・漁 場環境 室及び 増殖推 進室の 業務に 従事す る職員	略			
		略			
		略			
略					

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第4条関係） 職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は暫定再任用関係規定により採用する場合を除く。） 鳥取県職員に任命する職.....級に決定する</p> <p>.....号給を給する</p>	<p>別表（第4条関係） 職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は暫定再任用関係規定により採用する場合を除く。） 鳥取県職員に任命する職.....級に決定する</p> <p>.....号給を給する</p>
<p>○任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>	<p>○任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>

<p><u>特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）第7条第2項及び第3項の規定により算定した給料月額を給する</u> ……勤務を命ずる</p> <p>(ア) ……を命ずる 任期は…年…月…日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は…時間とする</p>	<p><u>○特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）第2条の規定により採用される職員を採用する場合に限る。</u></p> <p>○所属部課所の長への採用の場合を除く。 (ア) 職名とする。</p> <p>○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤</p>	<p>……勤務を命ずる</p> <p>(ア) ……を命ずる 任期は…年…月…日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は…時間とする</p>	<p>○所属部課所の長への採用の場合を除く。 (ア) 職名とする。</p> <p>○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤</p>
--	---	---	---

2～57 略 第2～第5 略	務時間を定める場合に 限る。	2～57 略 第2～第5 略	務時間を定める場合に 限る。
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第 5 号

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令

第 1 条 職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(外国旅行における<u>宿泊費等の取扱い</u>)</p> <p>第 3 条 職員の外国旅行における<u>宿泊費に係る宿泊費基準額及び宿泊手当の額</u>は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、外国旅行における宿泊施設の利用において、次に掲げる事項に注意するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旅行代理店に宿泊施設の予約の代理、取り次ぎ又は媒介を依頼する場合には、あらかじめ第 1 項に規定する<u>宿泊費基準額</u>を示し、原則として宿泊料金が当該金額の範囲内である宿泊施設を選定するように指示すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「<u>教育委員会の委員等</u>」とは、<u>教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及びあっせん員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公安委員会の委員並びに病院事業管理者をいう（以下同じ。）。</u></p> <p>2 「<u>その他</u>」とは、<u>特別職の職員のうち、知事、副知事、教育長及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。</u></p> <p>3 「<u>何級の職務</u>」とは、<u>職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員にあっては行政職給料表による当該級の職務を、行政職給料表の適用を受けない一般職の職員にあっては職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）</u></p>	略	<p>(外国旅行における<u>宿泊料等の取扱い</u>)</p> <p>第 3 条 職員の外国旅行における<u>日当、宿泊料及び食卓料の額</u>は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、外国旅行における宿泊施設の利用において、次に掲げる事項に注意するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旅行代理店に宿泊施設の予約の代理、取り次ぎ又は媒介を依頼する場合には、あらかじめ第 1 項に規定する<u>宿泊料の額</u>を示し、原則として宿泊料金が当該金額の範囲内である宿泊施設を選定するように指示すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p>	略
略			
略			

<p><u>第15条第2項から第4項までの規定によりこれに相当するものとされる職務をいう（以下同じ。）。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 「特定航空旅行」とは、一の旅行区間における所要時間が8時間以上の航空旅行とする（以下同じ。）。</u></p> <p><u>6 略</u></p>	<p><u>1 略</u></p> <p><u>2 「特定航空旅行」とは、次に掲げるものとする（以下同じ。）。</u></p> <p><u>(1) 本邦と次に掲げる地域以外の地域との間の航空旅行</u>インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク</p> <p><u>(2) (1)以外の場合であって、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の航空旅行（北東アジア地域等への航空旅行を除く。）</u></p> <p><u>3 略</u></p>
--	--

第2条 職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 宿泊費基準額

区分			宿泊費基準額（1夜につき）	
地域	国名	地名	知事及び副知事	左記以外の者
アジア	インド	ニューデリー	20,000円	18,000円
		コルカタ	11,000円	10,000円
		チェンナイ	13,000円	12,000円
		ベンガルール	18,000円	16,000円
		ムンバイ	25,000円	23,000円
		その他の地	15,000円	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	18,000円	16,000円
		スラバヤ	13,000円	12,000円
		デンパサール	20,000円	18,000円
		メダン	9,000円	8,000円
		その他の地	14,000円	13,000円
	カンボジア	プノンペン	23,000円	21,000円
		その他の地	23,000円	21,000円
	シンガポール	シンガポール	37,000円	34,000円
		その他の地	37,000円	34,000円
	スリランカ	コロンボ	24,000円	22,000円
その他の地		24,000円	22,000円	

タイ	バンコク	22,000円	20,000円
	チェンマイ	15,000円	14,000円
	その他の地	21,000円	19,000円
大韓民国	ソウル	29,000円	26,000円
	済州	25,000円	23,000円
	釜山	20,000円	18,000円
	その他の地	25,000円	23,000円
中華人民共和国	北京	19,000円	17,000円
	広州	19,000円	17,000円
	上海	19,000円	17,000円
	重慶	12,000円	11,000円
	瀋陽	10,000円	9,000円
	青島	13,000円	12,000円
	香港	35,000円	32,000円
	その他の地	17,000円	15,000円
ネパール	カトマンズ	17,000円	15,000円
	その他の地	17,000円	15,000円
パキスタン	イスラマバード	35,000円	32,000円
	カラチ	34,000円	31,000円
	その他の地	34,000円	31,000円
バングラデシュ	ダッカ	19,000円	17,000円
	その他の地	19,000円	17,000円
東ティモール	ディリ	19,000円	17,000円
	その他の地	19,000円	17,000円
フィリピン	マニラ	19,000円	17,000円
	セブ	21,000円	19,000円
	ダバオ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	22,000円	20,000円
	その他の地	22,000円	20,000円
ベトナム	ハノイ	15,000円	14,000円
	ダナン	17,000円	15,000円
	ホーチミン	17,000円	15,000円
	その他の地	15,000円	14,000円
マレーシア	クアラルンプール	15,000円	14,000円
	ペナン	15,000円	14,000円
	その他の地	17,000円	15,000円
ミャンマー	ヤンゴン	19,000円	17,000円
	その他の地	19,000円	17,000円
モルディブ	マレ	52,000円	47,000円
	その他の地	50,000円	45,000円
モンゴル	ウランバートル	26,000円	24,000円
	その他の地	26,000円	24,000円
ラオス	ビエンチャン	19,000円	17,000円

		その他の地	19,000円	17,000円
	その他の国		19,000円	17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	32,000円	29,000円
		シドニー	32,000円	29,000円
		パース	30,000円	27,000円
		ブリスベン	31,000円	28,000円
		メルボルン	29,000円	26,000円
		その他の地	29,000円	26,000円
		キリバス	タラワ	28,000円
	その他の地		28,000円	25,000円
	サモア	アピア	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	ソロモン	ホニアラ	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	トンガ	ヌクアロファ	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	ニュージーランド	ウェリントン	30,000円	27,000円
		オークランド	30,000円	27,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	42,000円	38,000円
		その他の地	42,000円	38,000円
	パラオ	コロール	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	フィジー	スバ	36,000円	33,000円
		その他の地	44,000円	40,000円
	マーシャル	マジュロ	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
ミクロネシア	コロニア	28,000円	25,000円	
	その他の地	28,000円	25,000円	
	その他の国		28,000円	25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	59,000円	54,000円
		アトランタ	42,000円	38,000円
		サンフランシスコ	54,000円	49,000円
		シアトル	46,000円	42,000円
		シカゴ	48,000円	44,000円
		デトロイト	47,000円	43,000円
		デンバー	44,000円	40,000円
		ナッシュビル	41,000円	37,000円
		ニューヨーク	63,000円	57,000円
		ハガツニャ	20,000円	18,000円
		ヒューストン	31,000円	28,000円
		ボストン	65,000円	59,000円

		ホノルル	54,000円	49,000円
		マイアミ	43,000円	39,000円
		ロサンゼルス	46,000円	42,000円
		その他の地	40,000円	36,000円
	カナダ	オタワ	37,000円	34,000円
		カルガリー	37,000円	34,000円
		トロント	54,000円	49,000円
		バンクーバー	48,000円	44,000円
		モントリオール	40,000円	36,000円
		その他の地	39,000円	35,000円
	その他の国		40,000円	36,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	28,000円	25,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000円	20,000円
		その他の地	22,000円	20,000円
	エクアドル	キト	30,000円	27,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000円	27,000円
		その他の地	30,000円	27,000円
	キューバ	ハバナ	15,000円	14,000円
		その他の地	15,000円	14,000円
	グアテマラ	グアテマラ	24,000円	22,000円
		その他の地	23,000円	21,000円
	コスタリカ	サンホセ	35,000円	32,000円
		その他の地	35,000円	32,000円
	コロンビア	ボゴタ	20,000円	18,000円
		その他の地	19,000円	17,000円
	ジャマイカ	キングストン	48,000円	44,000円
		その他の地	48,000円	44,000円
	チリ	サンティアゴ	29,000円	26,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	37,000円	34,000円
		その他の地	36,000円	33,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000円	40,000円
		その他の地	40,000円	36,000円
	ニカラグア	マナグア	15,000円	14,000円
		その他の地	15,000円	14,000円
	ハイチ	ポルトープランス	36,000円	33,000円
		その他の地	36,000円	33,000円
パナマ	パナマ	25,000円	23,000円	
	その他の地	23,000円	21,000円	
パラグアイ	アスンシオン	24,000円	22,000円	
	その他の地	19,000円	17,000円	
バルバドス	ブリッジタウン	52,000円	47,000円	

		その他の地	52,000円	47,000円
ブラジル		ブラジリア	18,000円	16,000円
		クリチバ	13,000円	12,000円
		サンパウロ	22,000円	20,000円
		マナウス	15,000円	14,000円
		リオデジャネイロ	21,000円	19,000円
		レシフェ	14,000円	13,000円
		その他の地	12,000円	11,000円
ベネズエラ		カラカス	34,000円	31,000円
		その他の地	34,000円	31,000円
ペルー		リマ	22,000円	20,000円
		その他の地	21,000円	19,000円
ボリビア		ラパス	14,000円	13,000円
		その他の地	14,000円	13,000円
ホンジュラス		テグシガルパ	32,000円	29,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
メキシコ		メキシコ	21,000円	19,000円
		レオン	19,000円	17,000円
		その他の地	21,000円	19,000円
		その他の国	15,000円	14,000円
欧州	アイスランド	レイキャビク	54,000円	49,000円
		その他の地	52,000円	47,000円
	アイルランド	ダブリン	40,000円	36,000円
		その他の地	36,000円	33,000円
	アゼルバイジャン	バクー	28,000円	25,000円
		その他の地	28,000円	25,000円
	アルバニア	ティラナ	18,000円	16,000円
		その他の地	18,000円	16,000円
	アルメニア	エレバン	30,000円	27,000円
		その他の地	29,000円	26,000円
	イタリア	ローマ	33,000円	30,000円
		ミラノ	34,000円	31,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
	ウクライナ	キーウ	23,000円	21,000円
		その他の地	23,000円	21,000円
	ウズベキスタン	タシケント	28,000円	25,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	英国	ロンドン	48,000円	44,000円
		エディンバラ	42,000円	38,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
エストニア	タリン	21,000円	19,000円	
	その他の地	22,000円	20,000円	
オーストリア	ウィーン	26,000円	24,000円	
	その他の地	23,000円	21,000円	

オランダ	ハーグ	26,000円	24,000円
	その他の地	28,000円	25,000円
カザフスタン	アスタナ	25,000円	23,000円
	その他の地	25,000円	23,000円
北マケドニア	スコピエ	23,000円	21,000円
	その他の地	22,000円	20,000円
キプロス	ニコシア	36,000円	33,000円
	その他の地	29,000円	26,000円
ギリシャ	アテネ	31,000円	28,000円
	その他の地	28,000円	25,000円
キルギス	ビシュケク	17,000円	15,000円
	その他の地	17,000円	15,000円
クロアチア	ザグレブ	23,000円	21,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ジョージア	トビリシ	23,000円	21,000円
	その他の地	23,000円	21,000円
スイス	ベルン	36,000円	33,000円
	ジュネーブ	42,000円	38,000円
	その他の地	35,000円	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	33,000円	30,000円
	その他の地	28,000円	25,000円
スペイン	マドリード	34,000円	31,000円
	バルセロナ	37,000円	34,000円
	その他の地	26,000円	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	24,000円	22,000円
	その他の地	20,000円	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	25,000円	23,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
セルビア	ベオグラード	28,000円	25,000円
	その他の地	23,000円	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	31,000円	28,000円
	その他の地	31,000円	28,000円
チェコ	プラハ	21,000円	19,000円
	その他の地	19,000円	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	37,000円	34,000円
	その他の地	33,000円	30,000円
ドイツ	ベルリン	28,000円	25,000円
	デュッセルドルフ	24,000円	22,000円
	ハンブルク	28,000円	25,000円
	フランクフルト	22,000円	20,000円
	ミュンヘン	26,000円	24,000円
	その他の地	21,000円	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	23,000円	21,000円
	その他の地	23,000円	21,000円

ノルウェー	オスロ	35,000円	32,000円	
	その他の地	32,000円	29,000円	
パチカン	パチカン	23,000円	21,000円	
	その他の地	23,000円	21,000円	
ハンガリー	ブダペスト	23,000円	21,000円	
	その他の地	21,000円	19,000円	
フィンランド	ヘルシンキ	30,000円	27,000円	
	その他の地	29,000円	26,000円	
フランス	パリ	42,000円	38,000円	
	ストラスブール	26,000円	24,000円	
	マルセイユ	25,000円	23,000円	
	その他の地	28,000円	25,000円	
ブルガリア	ソフィア	22,000円	20,000円	
	その他の地	20,000円	18,000円	
ベラルーシ	ミンスク	29,000円	26,000円	
	その他の地	29,000円	26,000円	
ベルギー	ブリュッセル	37,000円	34,000円	
	その他の地	29,000円	26,000円	
ポーランド	ワルシャワ	20,000円	18,000円	
	その他の地	17,000円	15,000円	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	20,000円	18,000円	
	その他の地	18,000円	16,000円	
ポルトガル	リスボン	31,000円	28,000円	
	その他の地	24,000円	22,000円	
モルドバ	キシナウ	22,000円	20,000円	
	その他の地	22,000円	20,000円	
ラトビア	リガ	20,000円	18,000円	
	その他の地	20,000円	18,000円	
リトアニア	ビリニュス	20,000円	18,000円	
	その他の地	20,000円	18,000円	
ルーマニア	ブカレスト	23,000円	21,000円	
	その他の地	19,000円	17,000円	
ルクセンブルク	ルクセンブルク	39,000円	35,000円	
	その他の地	32,000円	29,000円	
ロシア	モスクワ	23,000円	21,000円	
	ウラジオストク	23,000円	21,000円	
	サンクトペテルブルク	23,000円	21,000円	
	ハバロフスク	23,000円	21,000円	
	ユジノサハリンスク	23,000円	21,000円	
	その他の地	23,000円	21,000円	
その他の国		23,000円	21,000円	
中東	アフガニスタン	カブール	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	33,000円	30,000円

		ドバイ	28,000円	25,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
イエメン		サヌア	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
イスラエル		テルアビブ	41,000円	37,000円
		その他の地	36,000円	33,000円
イラク		バグダッド	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
イラン		テヘラン	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
オマーン		マスカット	15,000円	14,000円
		その他の地	17,000円	15,000円
カタール		ドーハ	19,000円	17,000円
		その他の地	19,000円	17,000円
クウェート		クウェート	25,000円	23,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
サウジアラビア		リヤド	47,000円	43,000円
		ジッダ	23,000円	21,000円
		その他の地	41,000円	37,000円
シリア		ダマスカス	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
トルコ		アンカラ	17,000円	15,000円
		イスタンブール	22,000円	20,000円
		その他の地	21,000円	19,000円
バーレーン		マナーマ	24,000円	22,000円
		その他の地	24,000円	22,000円
ヨルダン		アンマン	23,000円	21,000円
		その他の地	23,000円	21,000円
レバノン		バイルート	25,000円	23,000円
		その他の地	25,000円	23,000円
		その他の国	25,000円	23,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	33,000円	30,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	52,000円	47,000円
		その他の地	52,000円	47,000円
	ウガンダ	カンパラ	21,000円	19,000円
		その他の地	34,000円	31,000円
	エジプト	カイロ	35,000円	32,000円
		その他の地	34,000円	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	20,000円	18,000円
		その他の地	26,000円	24,000円
	ガーナ	アクラ	32,000円	29,000円
		その他の地	32,000円	29,000円
	ガボン		リーブルビル	35,000円

	その他の地	35,000円	32,000円
カメルーン	ヤウンデ	29,000円	26,000円
	その他の地	29,000円	26,000円
ギニア	コナクリ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ケニア	ナイロビ	29,000円	26,000円
	その他の地	29,000円	26,000円
コートジボワール	アビジャン	35,000円	32,000円
	その他の地	35,000円	32,000円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ザンビア	ルサカ	36,000円	33,000円
	その他の地	41,000円	37,000円
ジブチ	ジブチ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	21,000円	19,000円
	その他の地	21,000円	19,000円
スーダン	ハルツーム	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
セーシェル	ビクトリア	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
セネガル	ダカル	44,000円	40,000円
	その他の地	43,000円	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	24,000円	22,000円
	その他の地	25,000円	23,000円
チュニジア	チュニス	32,000円	29,000円
	その他の地	32,000円	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	34,000円	31,000円
	その他の地	34,000円	31,000円
ナミビア	ウィントフック	14,000円	13,000円
	その他の地	19,000円	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	25,000円	23,000円
	その他の地	25,000円	23,000円
ベナン	コトヌ	30,000円	27,000円
	その他の地	30,000円	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	25,000円	23,000円
	その他の地	25,000円	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	26,000円	24,000円
	その他の地	26,000円	24,000円
マラウイ	リロングウェ	29,000円	26,000円
	その他の地	29,000円	26,000円
マリ	バマコ	45,000円	41,000円
	その他の地	45,000円	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	18,000円	16,000円

	その他の地	20,000円	18,000円
南スーダン	ジュバ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	42,000円	38,000円
	その他の地	29,000円	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	23,000円	21,000円
	その他の地	23,000円	21,000円
モザンビーク	マプト	20,000円	18,000円
	その他の地	21,000円	19,000円
モロッコ	ラバト	22,000円	20,000円
	その他の地	21,000円	19,000円
リビア	トリポリ	24,000円	22,000円
	その他の地	24,000円	22,000円
ルワンダ	キガリ	32,000円	29,000円
	その他の地	32,000円	29,000円
その他の国		24,000円	22,000円
その他の地域		23,000円	21,000円

2 宿泊手当

区分		宿泊手当（1夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	4,800円
	インドネシア	4,500円
	カンボジア	5,400円
	シンガポール	5,400円
	スリランカ	5,400円
	タイ	5,400円
	大韓民国	5,400円
	中華人民共和国	5,100円
	ネパール	5,100円
	パキスタン	5,400円
	バングラデシュ	5,400円
	東ティモール	5,400円
	フィリピン	5,400円
	ブルネイ	5,400円
	ベトナム	4,800円
	マレーシア	5,100円
	ミャンマー	5,400円
	モルディブ	5,400円
	モンゴル	5,400円
	ラオス	5,400円
	その他の国	5,400円
大洋州	オーストラリア	5,400円
	キリバス	5,400円
	サモア	5,400円

	ソロモン	5,400円
	トンガ	5,400円
	ニュージーランド	5,400円
	バヌアツ	5,400円
	パプアニューギニア	5,400円
	パラオ	5,400円
	フィジー	5,400円
	マーシャル	5,400円
	ミクロネシア	5,400円
	その他の国	5,400円
北米	アメリカ合衆国	5,400円
	カナダ	5,400円
	その他の国	5,400円
中南米	アルゼンチン	5,400円
	ウルグアイ	5,400円
	エクアドル	5,400円
	エルサルバドル	5,400円
	キューバ	4,800円
	グアテマラ	5,400円
	コスタリカ	5,400円
	コロンビア	5,400円
	ジャマイカ	5,400円
	チリ	5,400円
	ドミニカ共和国	5,400円
	トリニダード・トバゴ	5,400円
	ニカラグア	4,800円
	ハイチ	5,400円
	パナマ	5,400円
	パラグアイ	5,400円
	バルバドス	5,400円
	ブラジル	3,900円
	ベネズエラ	5,400円
	ペルー	5,400円
	ボリビア	4,500円
	ホンジュラス	5,400円
	メキシコ	5,400円
	その他の国	4,800円
欧州	アイスランド	5,400円
	アイルランド	5,400円
	アゼルバイジャン	5,400円
	アルバニア	5,400円
	アルメニア	5,400円
	イタリア	5,400円
	ウクライナ	5,400円

	ウズベキスタン	5,400円
	英国	5,400円
	エストニア	5,400円
	オーストリア	5,400円
	オランダ	5,400円
	カザフスタン	5,400円
	北マケドニア	5,400円
	キプロス	5,400円
	ギリシャ	5,400円
	キルギス	5,100円
	クロアチア	5,400円
	ジョージア	5,400円
	スイス	5,400円
	スウェーデン	5,400円
	スペイン	5,400円
	スロバキア	5,400円
	スロベニア	5,400円
	セルビア	5,400円
	タジキスタン	5,400円
	チェコ	5,400円
	デンマーク	5,400円
	ドイツ	5,400円
	トルクメニスタン	5,400円
	ノルウェー	5,400円
	バチカン	5,400円
	ハンガリー	5,400円
	フィンランド	5,400円
	フランス	5,400円
	ブルガリア	5,400円
	ベラルーシ	5,400円
	ベルギー	5,400円
	ポーランド	5,100円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5,400円
	ポルトガル	5,400円
	モルドバ	5,400円
	ラトビア	5,400円
	リトアニア	5,400円
	ルーマニア	5,400円
	ルクセンブルク	5,400円
	ロシア	5,400円
	その他の国	5,400円
中東	アフガニスタン	5,400円
	アラブ首長国連邦	5,400円
	イエメン	5,400円

	イスラエル	5,400円
	イラク	5,400円
	イラン	5,400円
	オマーン	5,100円
	カタール	5,400円
	クウェート	5,400円
	サウジアラビア	5,400円
	シリア	5,400円
	トルコ	5,400円
	バーレーン	5,400円
	ヨルダン	5,400円
	レバノン	5,400円
	その他の国	5,400円
アフリカ	アルジェリア	5,400円
	アンゴラ	5,400円
	ウガンダ	5,400円
	エジプト	5,400円
	エチオピア	5,400円
	ガーナ	5,400円
	ガボン	5,400円
	カメルーン	5,400円
	ギニア	5,400円
	ケニア	5,400円
	コートジボワール	5,400円
	コンゴ民主共和国	5,400円
	ザンビア	5,400円
	ジブチ	5,400円
	ジンバブエ	5,400円
	スーダン	5,400円
	セーシェル	5,400円
	セネガル	5,400円
	タンザニア	5,400円
	チュニジア	5,400円
	ナイジェリア	5,400円
	ナミビア	5,400円
	ブルキナファソ	5,400円
	ベナン	5,400円
	ボツワナ	5,400円
	マダガスカル	5,400円
	マラウイ	5,400円
	マリ	5,400円
	南アフリカ共和国	5,400円
	南スーダン	5,400円
	モーリシャス	5,400円

	モーリタニア	5,400円
	モザンビーク	5,400円
	モロッコ	5,400円
	リビア	5,400円
	ルワンダ	5,400円
	その他の国	5,400円
その他の地域		5,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による、ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる男女協働未来創造本部並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、美術館、消費生活センター、原子力環境センター、衛生環境研究所、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第3項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、美術館、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、消費生活センター、原子力環境センター、衛生環境研究所、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第3項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p>	
鳥取県中部総合事務所	<p>鳥取県中部総合事務所県民福祉局 <u>（倉吉児童相談所を除く。）</u></p> <p>鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所</p> <p>略</p>	鳥取県中部総合事務所	<p>鳥取県中部総合事務所県民福祉局</p> <p>略</p>
鳥取県西部総合事務所	<p>鳥取県西部総合事務所県民福祉局 <u>（米子児童相談所を除く。）</u></p> <p>鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所</p> <p>略</p> <p>鳥取県西部総合事務所日野振興セ</p>	鳥取県西部総合事務所	<p>鳥取県西部総合事務所県民福祉局</p> <p>略</p> <p>鳥取県西部総合事務所日野振興セ</p>

	ンター日野県土整備局		ンター日野県土整備局
鳥取県東部 地域振興事 務所	鳥取県東部地域振興事務所（八頭 振興課を除く。） 鳥取県東部地域振興事務所八頭振 興課		
略		略	
(4)・(5) 略		(4)・(5) 略	
(安全推進者)		(安全推進者)	
第6条の2 部（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥 取県条例第5号）第2条に規定する部（ <u>特定機関 である部を除く。次項において同じ。</u> ）、同条例第 15条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会 事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条 第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を 除く。）に安全推進者を置く。		第6条の2 部（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥 取県条例第5号）第2条に規定する部、同条例第 15条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会 事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条 第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を 除く。）に安全推進者を置く。	
2～4 略		2～4 略	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。